

人権・同和問題啓発標語

「やさしいね」
その人きっと
強い人

～2022年度 宝同協入選作品～

ひらい人権文化センターだより

一発行
宝塚市立ひらい人権文化センター
宝塚市平井6丁目3番38号
電話：88-2795 ファックス：88-2774
ひらいじんけん  検索

令和5年度 定例講座

今年度の定例講座が令和5年5月9日から始まりました。今年度は、書道・絵画・英会話の子ども向け各講座と、大人向けのハングル教室を実施し、各講座の初回には、人権文化センターの役割などについてお話ししました。初回は皆さん緊張した様子でしたが、徐々に仲良く、楽しく受講している様子が伺えました。

『絵画教室』



『英会話教室』



『書道教室』



『ハングル教室』



ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護等を日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。国の調査では、中学2年生の17人に1人、高校2年生の24人に1人いるとされています。

家事や家族の世話等は、子どもの成長に良い影響を与える一方、本人の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、育ちや教育、人間関係に影響が生じ、本来守られるべき子ども自身の権利が守られないことが問題となっています。

三世代の同居が一般的で、家族がお互いに支え合う生活を送ることが当然であった時代には、子どもが同居する家族を世話することは「普通」のことでしたが、現代社会においては、核家族化が進み、家族で支え合う条件はほとんどないと言わざるをえない状況です。そのような中で、幼い頃から家事や家族の世話、介護をしている子どもにとって、それは、お手伝いの延長

と認識され、その生活が「当たり前」となっているため、周囲に相談せず、本人がヤングケアラーであると気づいていないケースも多くあります。

ヤングケアラーは、本当であれば享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との時間、これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

ヤングケアラーは、自分ではなかなか声を上げることが難しい状況です。まわりの人が気付き、声をかけ、手を差し伸べることで、「自分は一人ではない」「誰かに頼ってもいい」と思える環境をつくるていませんか。それはきっと、みんなが幸せに暮らせる社会をつくる一歩となるはずです。